

○三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第67号

改正 令和2年3月18日告示第52号

令和4年3月29日告示第37号

令和7年3月28日告示第120号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図るため、道路等に面した民間の危険なブロック塀等を撤去する者に対し、予算の範囲内において三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年三豊市規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 市内に設置された補強コンクリートブロック塀、組積造の塀(コンクリートブロック塀、れんが塀、石積塀等)その他これらに類する塀をいう。
- (2) 道路等 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。
ア 香川県が定める香川県耐震改修促進計画で位置付けた避難及び救援救護活動、緊急物資の輸送等の機能を確保する必要がある緊急輸送道路
イ 次に掲げる道のうち、通学路又は一般の交通の用に供されている道路若しくは通路であって、アと同等以上の利用があると市長が認めたもの
(ア) 国道・県道・市道
(イ) 市管理農道
(ウ) 通学路
(エ) 不特定多数の市民が通行の用に供していると市長が認めた道
- (3) 危険ブロック塀等 道路等に面したブロック塀等で、補強コンクリートブロック造による塀にあつては別紙1に、それ以外の組積造による塀にあつては別紙2に従い点検した結果、不適合項目(不明の項目を除く。)が一つ以上あり倒壊のおそれがあると判定されたものをいう。
- (4) 市内業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者で市の区域内に本店を有する法人又は個人をいう。ただし、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。
- (5) 撤去工事 道路等の安全性を向上させるため、市内業者が危険ブロック塀等の全てを取り除き、処分する工事をいう。
(補助対象危険ブロック塀等)

第3条 補助の対象となる危険ブロック塀等(以下「補助対象危険ブロック塀等」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の区域内に存するもので、道路等の設置面から当該危険ブロック塀等の頂部までの高さが120センチメートルを超えるものであること。
- (2) 補助金の交付申請の時点において、建築基準法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていない等、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。
- (3) 申請敷地において、過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。ただし、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。

- (1) 撤去工事を行う補助対象危険ブロック塀等の所有者(当該所有者から当該ブロック塀等の撤去についての承諾を得た者を含む。)であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、市長が相当と認めた者を補助対象者とすることができる。

(補助対象事業費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象事業費」という。)は、補助対象危険ブロック塀等の所有者等が実施する撤去工事に要する経費とする。ただし、危険ブロック塀に附属する基礎、門柱、屋根、フェンス等のブロック塀等以外の部分に要する及びブロック塀等の土留めを兼ねた部分に要する経費は除く。

2 補助対象事業費は、確定申告の際に補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を、仕入れに係る消費税等の額として税務署に納める消費税等の額から控除する場合は、消費税等に相当する額を減額した額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業費に3分の2を乗じた額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、12万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象危険ブロック塀等の撤去に関する請負契約の締結前かつ撤去工事の着手前に民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等のある土地及び建物の所有者が確認できる書類の写し
- (2) 申請者及びブロック塀等の所有者の市税の滞納がないことの証明書
- (3) ブロック塀等チェックリスト(様式第1号別紙1又は別紙2)
- (4) 撤去工事に要する費用が確認できる見積書の写し(内訳明細を含む。)
- (5) 誓約書(様式第2号)

- (6) ブロック塀等の配置図
- (7) 現況写真(全景、前面道路及び危険箇所が判別できるもの)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する交付決定に際して、必要な条件を付することができる。
(補助対象工事の変更等)

第9条 前条第1項に規定する交付決定の通知を受けた申請者は、事業の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付変更等申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、事業の内容を変更するときは、次に掲げる関係書類を添えなければならない。

- (1) 変更内容及び変更箇所が確認できる書類
- (2) 変更見積書(内訳を含む。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する申請を承認することが適当であると認めたときは、民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付変更等決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。
(実績報告)

第10条 申請者は、事業を完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該事業に着手した年度の1月末日のいずれか早い日までに、民間危険ブロック塀等撤去支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 撤去工事の請負契約書又は注文書・請書の写し
- (2) 撤去工事に要した費用の領収書の写し
- (3) 撤去状況写真(撤去前後及び撤去工事中の状況が確認できるもの)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付確定)

第11条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査により、事業が報告書のとおり完了したことを確認したときは、交付すべき補助金の額を民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する交付確定に際して、必要な条件を付することができる。
(補助金の請求)

第12条 前条第1項に規定する交付確定の通知を受けた申請者は、速やかに民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付請求書(様式第8号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。
(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の前に、補助対象工事に着手したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- (5) この告示及び告示の規定に基づく市長の指示に違反したとき。
- (6) 事業を申請年度内に完了できないと認められたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。
(書類の保管等)

第15条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。

- 2 申請者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等の関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第52号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年告示第120号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。